

美土里町へIターン



安芸高田市で、夢を抱いて様々な活動に取り組み挑戦者たち。彼ら突き動かす原動力とその熱い想いに迫ります。

これから先もずっと

ここで舞い続けていきたい

(有)桑田の庄 日垣 貴博さん



楽しみ 好きな食べ物 好きな景色
現在会社からほど近い軒家で暮らす日垣さん。夢は以前から欲しかったハスキーを飼うことです。神楽門前湯治村の夜叉うどんが大好物。公演後に食べるうまい辛い一杯がたまらないそうです。仕事の休憩中に見る田んぼと山々が続く景色。頭を空っぽにしてリラックスできる癒しの時間です。



神楽が繋いだご縁に導かれるように美土里町へ
美土里町の桑田天使神楽団に所属する日垣さんの出身は、広島市安佐南区。地元神楽団に所属していた日垣さんですが、友人の誘いで同神楽団に入団することになり、2年間の、1時間半かけて広島市内から通っていました。「初めて演目を見た時、洗練された楽やリズム、早い舞に圧倒されました」と振り返ります。移り住むことになったきっかけは、市の職員でもあった団員のひと言。地元神楽の職人「桑田の庄」への就職を勧められたことでした。それまで鉄工所に勤務し、正直まったくやったことのない農業ができるのか不安に感じた日垣さんは、まずアルバイトで農業を体験。「体はしんどいけれど、一生懸命世話をし、手をかけたら分だけ美味しく育ってくれる農業の魅力に、どんどんやりがいを感じるようになっていきました」と話し、就職と同時に移住。また、四季折々の景色が楽しめる豊かな自然にもどんどん惹かれていったと言います。プライベートでは3月に同町の女性と結婚したばかり。「穏やかな毎日にとっても幸せを感じています」と照れ笑い。神楽では舞手として年間30公演をこなしながら、「神楽も自分が理想とする舞を追求し続けたい」とその探究心は尽きません。神楽が繋いだ縁で、縁もゆかりもなかった美土里町が「終の棲家」に。その笑顔からは、充実した毎日であることがはつきりとうかがえました。

身体障害者補装具判定会

身体障害者などの身体機能を補完、または代替するための補装具について費用の一部を支給しています。支給に必要な更生相談所の判定会を開催しますので、希望される方は事前に社会福祉課、または各支所窓口で申請してください。

《日時》10月24日(水)

・受付/13時~14時 ・判定開始/14時

《場所》

クリスタルアージュ4階小ホール

■判定が必要な補装具

オーダーメイドの車いす・電動車いす・義肢・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
※既製品の車いす、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡などは判定が必要ありません。
※補聴器は判定が必要ですが、今回の判定会では対象外です。

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:日野

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

「障害基礎年金」受給のための3つの確認



事故で後遺症が残りました。私は障害基礎年金を受け取れますか？



1

初診日*に国民年金に入っていた方

- 医師の診察を初めて受けた日に国民年金に入っている方
 - 国民年金に加入していた60歳~65歳未満の国内在住の方
 - 20歳未満で障害を負った方も対象になります
- ※初診日:障害の原因となった病気やけがで医師または歯科医師の診療を受けた日

2

初診日の前日までに次のいずれかの要件を満たしている方

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方 (免除・猶予制度を受けていた場合、その期間を含む)
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方

3

一定程度以上の障害の状態にある方

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方 (障害者手帳の等級とは異なります)

障害基礎年金額	〈1級〉 974,125円 (月額 81,177円)
	〈2級〉 779,300円 (月額 64,941円)

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107